

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和元年 8月 1日



香取市長 宇井 成一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
本矢作本田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和元年6月22日

3. 集落・地域の耕地面積  
48ha

4. 地域の人と農地の現状

当地域は市南西部に位置し、水田・畑作の複合経営地帯である。  
水田は谷津田で10a区画と狭く、水路は昭和30年代に実施したかんがい排水事業により整備されているが、用排兼用となつており生産性は高いとはいえない。また、畠地はかんがい施設等が整備されていない。

農業従事者は、個人農家が主で高齢化が進んでおり、後継者不足も懸念される。

5. 近い将来農地の出し手となる者の状況  
個人 52世帯

6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
個人 5経営体

7. 6の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
中心経営体はいるが十分ではない

8. 今後の地域農業の在り方  
農業者の高齢化や後継者不足等を解決するために、地域の中心となる経営体(個人・法人・集落農業)の育成・確保が急務である。  
今後は、離農や経営規模を縮小する農家は農地中間管理機構などを活用し、地域ぐるみで「人・農地プラン」に位置付けられた担い手を中心とした農地の集積・集約化に協力することで、地域農業の維持・発展に努める。